

ふよう も かえ かちよう あず
不要なものは持ち帰ってもらう。または課長さんに預ける。

こ どうし か か もの
・ 子ども同士で貸し借りをしたり、物をもらったりあげたりすることはできません。

6 みんなと仲良くしましょう。

だいじ ほごしよない ぼうりよく ぼうげん きんし もの こわ たいせつ あつか
7 とても大事なこと 保護所内は暴力・暴言は禁止です。物も壊さず、大切に扱きましょう。

そうだんじよ き もくてき わす
※相談所に来た目的を忘れずに、

「これからどうすればよいか？」を先生たちとじっくり話し合しましょう。

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-2-2 居室の一部個室化を図って

神奈川県相模原児童相談所

当所は、平成15年度に建物の老朽化による移転建て替えの際、定員25名の一時保護所を付設した。

当時、神奈川県内の2ヶ所の一時保護所は、特に虐待ケースの増加で定員をはるかに超える入所が続き、運営が立ち行かない状態であったため、新しい一時保護所が必要になっていた。建設にあたって既設の一時保護所の課題であった、幼児と学童のスペース分け、さらに学童の男子と女子の居室フロアを分けて、個室を男女それぞれのフロアに各1室ずつと、静養室3室（幼児と学童男子・女子に各1室）を備えたという経過がある。

なお、病気の場合や、無断外出等で振り返りをするための個室の使用等については、今回は考察に含めない。

1 居室の個室化の内容について

（1）個室を使う子どもについて

個室は以下の条件の場合を優先して使っている。

- ア 性虐待・性トラブルのあった子ども
- イ 高校生、中学生と年齢が高い子ども
- ウ 非行等、他の子どもに影響を与えそうな場合
- エ その他、他の子どもとの同室が適当でないと考えられる場合。

（2）個室の内容について

個室を使うのは主に学童になるが、当所の特色は、学童フロアの個室だけでなく幼児フロアにも学童の個室を設定することにあると考える。

① 学童フロアの個室について

学童には男女各フロアに居室が4室（二人部屋×3、個室×1）で、他に静養室が1室ずつある。病児がでると静養室は病児優先にするが、普段は個室として使用できるので、学童フロアに男子2室、女子2室の個室があることになる。

ここを上記ア～エの子どもの部屋として使用している。

② 幼児フロアの個室について

幼児フロアには居室が3室と静養室が1室ある。平成16年度から、このうちの1～2室を学童の個室として使用することが多くなっている。使うのは女子に限っているが、性虐待や情緒不安、非行系が中心である。他の学童と交流することが負担になりそうな場合や、自分の体験を黙っておられず他児に話してしまいそうな場合、あるいは他児に強い影響を与えそうな場合等に幼児フロアの個室で様子を観ることが多い。

では、幼児はどうしているのかというと、幼児の居室は職員配置の関係で、3室目に職員を配置するのが難しいため最大2室（病気

時は除く)で運用しているもので、共存可能というところである。

(3) 生活形態

学童フロアの個室に入った子どもの場合は、概ねそのまま学童の日課に入るが、子どもの状態によっては、個別プログラムで過ごすようにしている。

幼児フロアの個室を使う場合は、日課はそれぞれの子どもの状況による。入所間もない時期、他と交流したくない状態の時は、食事も自室で摂り、殆ど一日を自室で過ごすこともあるが、敢えて他の子どもとの交流を求めようとはしていない。特に幼児スペースで過ごす子どもには、それぞれに個別プログラムや日課を組んでいて、保護所の生活に慣れたら学習や幼児との交流、散歩、関心のあるおやつ作りや手芸などを入れている。その後、状態によっては学童と徐々に交流したり、居室を学童に移すこともある。

他の子どもとの関係から、より個別対応が必要な子どもを幼児フロアにしている。

なお、個室を使うことや関わり方については、児童福祉司や心理司等と情報交換や協議をしながら行なっている。

2 職員体制

職員構成：男性4名、女性7名、非常勤2名。他、夜間は指導員兼警備員の学生が男女1名ずつ勤務

勤務：2交代宿直制

(宿直は男女ペアで行なっている。当直は週1回を原則としているので男性の不足3名分は、福祉司・心理司・相談員が補っている)

子どもには担当性を取り、職員体制は学童と幼児の2グループにしているが、宿直勤務や同性介護の問題、担当可能な子ども数から全体で行っているのが実状である。

3 一時保護所の現状

入所数の増加の傾向が止まらないこと、保護期間が長期化する子どもが増えていること、健康面での比重が増えていることなどが特記される現状である。

(1) 入所の増加

神奈川県では当所が出来て一時保護所が3ヶ所で定員65名になったが、なお入所は増え続けており定員を超えた入所が常態化している現状がある。平成16年度、当所だけでも定員を超えた入所日数が143日あり、年間入所数248名、延べ8,717名(年間平均入所数は23.9/25人)という状況であった。

(2) 保護の長期化

虐待が多く家族調整に時間がかかること、児童養護施設等の施設入所待機が主因だが、学習権の侵害や幼児の貴重な経験を阻害している状況は大きな課題でもある。

(3) 健康管理の課題

幼児が多く病気も多いこと、被虐待児に心身面の医療対応が必要であること、行動障害や不安定な子どもたちの入所が多く、精神科薬の服用も多いことなど、通院を含めた健康管理や医療対応の比重が大きくなっている。

こうした、日々入れ替わる子どもたちの一人ひとりに対応していると、もう片方の子どもに目が届かない状態がある。入所事由の異なる子どもが同居しているリスクや被虐待児の多さからも、日々子どものトラブルが起きており、いつ事故が起きても不思議ではないような状況にあるのも一時保護所の現状である。

4 個室・個別対応の課題

(1) 個室の数について

一時保護所には個室は必須である。被虐待児が大半を占めていることや、暴力的な子どもや行動障害の子どもも多いことなど、様々な子どもが入所する一時保護所は子どもにとって安心感を持ちにくい所であると思わ

れる。これらの状況から今後は個室を基本として行くべきだと考えており、また当所の個室数では足りないと感じる。

(2) 個別援助プログラムの必要性

意図的に個室を使う子どもには、個別の援助プログラムが必要である。プログラムがあることでアセスメントがより行ないやすくなる。

(3) 職員体制

個室・個別対応をするためには、子ども一人ひとりに応じた本目細かな援助が不可欠である。そのためには他の専門職との綿密な連携や協議が必要で、業務量的に現状の職員数では不十分である。

5 これまで実施してきた感想

厚労省から一時保護所も個室化が望ましいと出されているが、当所ではこれまで一部個室を実施してきた中で、以下のように感じている。

(1) 個室の設定について

- 入所の6割を超える数が虐待という状況、虐待以外にも様々な種別の入所があり、対人関係でトラブルが絶えない子どもがいる中では、子どもにとって個室の方が安心感を持てるようである。
- 性虐待を受けた子どもの場合は、個室が必要条件だと感じている。精神的に不安定になることが多く、同室の子どもがいればかなり影響を与えらると思われる。個室だと安心して不安定さを出せるとも云える。こういう生活を保障することで次の援助に繋がりがやすくなっていくと考える。
- 性トラブルを起こす、いわば性加害の子どもの場合は、他の子どもの人権を守るためにも個室でないと対応できない。
- 年齢の高い子どもを優先するのは自立の意味も大きい。子どもは個室であることで、安定感を持つように感じられる。これまでの家族との関係や生活を振り返り、自

分のこれからのことを考えるためにも一人の時間を持ちやすいように個室が必要である

- 中学生は、情緒的に不安定で、互いに影響を受けやすい時期であり、無断外出が多い年齢でもある。自分の課題と向き合うためにも個室を提供し、一人で考える時間を保障したいと思う。相互の影響を最小限にするためにも個室が有効。
- 非行系の場合、他への影響が大きいので個室が必要である。一人の時間を保障することでつっぱる必要が少なくなり、本来の素直さや幼さを出しやすくなるように見える。

(2) 学童フロアから離れた、幼児フロアに学童の個室を置いたことについて

- 他の学童としばらく交流をしない方が良いと判断される時、また敢えて幼児との交流や職員との関係を重視する時、幼児フロアの個室を使うが、これは利用価値が高かったと感じている。
- 他の学童に気を使わなくていいので本来の自分を出しやすく、安心感も持ちやすいようである。
- 幼児と職員の関わりを見て幼児と関わりを持ち始めたり、世話をしようとしたりすることが出てくる。幼児に上手く関わることの出来る子どもと出来ない子どもがあり、嫌う場合や、まったくの無関心もある。職員のやり方は甘すぎると言う子どももいて、それぞれの幼児期がかいま見えるような気がするが、わずかでも幼児と関わった経験が小さな命との出会いとして貴重な体験になって欲しいと願っている。

(3) 幼児にとってはどうなのか。

「幼児と関わるのは職員である」という原則のもとで、学童を幼児のフロアに受け入れている。幼児にとって、学童の存在は職員と同じように甘えられると感じる時と、不安を

感じる時があると思われる。幼児に影響を与えそうなくらい不安定な場合は、日課を幼児と関わらないようにするなど様子を見ている。幼児は他から感情表現や強烈な言葉をすぐ吸収して真似るということもあるが、職員が学童と行なうやり取りは、幼児の安心感を育てることにもなると考えている。

6 今後について

(1) 個室の数

居室は個室を基本にして2～3人が入れる部屋が複数あれば、必要な兄弟ケース等に使える便利である。静養室も本来の目的からすれば通常は空けておくべきであろう。

(2) 個室の場所

他の学童と交流を望まない時に対応できるように、学童とは別のフロアにも設置できると便利である。当所は幼児フロアを使っているが、学童フロアとは別に2～3室の個室を設置できれば住み分けが出来て良いと思う。

理想的には、学童と幼児、男子と女子に分けるのは最低条件として残しつつ、個別援助を基本と出来るようなハードが望ましい。

(3) 体制

ハードを改善し個別援助を進めれば職員数もより必要になることを実感している。今後の課題である。

以上

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-2-3 室内体育館を利用したストレス発散

～集団スポーツの効用～

高島義一（福岡市子ども総合センター 子ども支援課）

福岡市子ども総合相談センター（えがお館）は平成15年5月5日に児童相談所や教育相談など子どもに関する相談部門を統合して開館しました。道路をはさんで隣にはヤフードームや複合商業施設、センターの並びには養護学校や環境衛生研究所（まもる一む）など公共施設が立ち並ぶ埋立地に積み木をイメージして建てられた7階建ての施設です。

その1、2階に一時保護所（まりんルーム）があります。海の近くということで、まりんルームと名づけたそうですが、隣のまもる一むのせいで海が見えません。

定員は当初30名でしたが、定員超過が続く17年4月より35名となりました。しかし、その後も定員超過が止みません。最近の傾向としては、高校生や無職少年の入所が多く対応に苦慮することがあります。

敷地の関係で運動場や庭がありませんが、建物内に幼児用の遊技場や砂場、そして学齢児用の体育館を併設しています。この体育館はえがお館自慢の施設でバドミントンコートが2面取れる広さがあり、バレーやバスケットができます。

学齢児の日課は月～土曜の午前中1階で

学習、午後は13時から5階の体育館でスポーツを行っています。原則として小学生は14時まで、中学生以上は15時まで汗を流し、その後入浴します。

日曜や祝日については午前・午後に希望者だけ自由スポーツを行います。その時は体育館だけでなく、隣の養護学校のグラウンドを借用し、子ども達が走り回っています。

このようにまりんルームに入所した学齢児はほぼ毎日スポーツを行います。特に中学生以上の子どもはバレー（月・火・木・金）やバスケット（水・土）を行い、運動が苦手な子でも2ヶ月もするとけっこう上手くなります。

そのため日頃の練習の成果を発揮することや職員とのコミュニケーションのため2ヶ月に1回、AB戦という対抗戦を行ない、小学生はドッジボール、中学生以上はバレーやバスケットで職員も交じりながら毎回かなり盛り上がっています。そして最後に小学生と中学生以上の頑張った子どもを表彰します。少し照れながらも嬉しそうに輝いている子どもの表情を見るのは良いものです。

スポーツのねらいとして以下の点に留意しながら指導を行っています。

- ・まりんルームでは室内で過ごすことが多く、自由に外に出ることができないため、スポーツにより気持ちを解放させストレス解消を図る。
- ・スポーツ指導の中で行動観察を行う。
- ・スポーツの場を通して対人関係やルールを学ぶ。
- ・やればできるという自信を持たせる。
- ・子どもと職員が一緒にプレイすることにより、信頼関係を作る。

学齢児は月に1, 2回の所外活動(ハイキングや施設見学等)と2, 3回のグラウンド使用以外はほとんど室内で生活しています。なお、定員超過し学齢児が30名以上となったり、非行の子どもが増えると無断外出の可能性が高く、外に出るのを控えることがあり、場合によっては1ヶ月以上室内で過ごすこともあります。

そういった状況の中、子どもたちのストレスを発散し、トラブルを少なくするために体育館でのスポーツは非常に重要な役割を担っています。

子ども達の多くはスポーツの時間を楽しみにしており、児童福祉司や児童心理司の面接も午前中の学習の時間を希望します。非行系の不登校児でもスポーツの時間は真剣に取り組む姿が見受けられ、力の発散の場として有効です。

定員超過で非行児が多くなるとどうしても子ども同士や職員とのいざこざが増えますが、スポーツでの充実感や達成感が上手く引き出せたときにはいざこざが減るように感じます。また、スポーツを通じて信頼関係ができれば生活指導も通じやすくなります。

年齢が幅広く、能力・経験なども様々な子ども達と一緒にいきますから、スポーツ中のいざこざも起きますが、職員で上手くコントロールし、チームプレイを意識させ、皆が楽

しめるよう心がけて指導を行っています。

そのためには職員の力量と役割分担が重要となりますので、スポーツ指導は中学校から出向で来ている教員や教職免許を持った嘱託児童指導員が中心となり、それを保育士などがサポートして4, 5名で行っています。

スポーツが子どもに与える影響として最たるものは、その子にとって存在を認められるということがあります。その時のメンバーにもよりますが、学校には行っていなかったり、また、目立たなかった子どもも皆に期待され、注目をあびながらプレイすることが出来ます。放任され学校にもろくに行かず、問題行動を起こして入所しても、ここでは輝く子ども達がいます。職員も出来るだけ子どもを輝かせるよう努力するなかで、生活態度もよくなっていくようです。

集団競技を中心に行っていますから、チームとしての動きをする中で、協力することの大切さや仲間意識など社会性が少しずつ育まれてきます。集団が苦手な子どもでもスポーツで認められて輪に入ることもあります。

また、職員と一緒に練習し、試合をする中で共通の場面で喜んだり、悔しがったりふれあうことで、大人との信頼関係が出来ていくということも子どもにとっては貴重な体験だと思えます。

狭くても庭があつて遊んだり花壇など土と容易にふれあうことができればなおよかったと思えますが、平均滞在日数が約32日(平成17年4~12月)で2ヶ月を超える子どもは常時十数人いる現状で、この閉じられた空間で多くの子どもが長期間に渡ってある程度落ち着いて生活できているのは室内体育館を使った集団スポーツ指導のお陰だろうと思えます。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-3-1 女性相談所の一時保護中の学齢児童への学習機会の提供

～統合組織の特性を生かした児童への配慮～

宮崎県中央児童相談所

1 組織の概要について

宮崎県中央児童相談所は、平成8年4月に、それまで宮崎市内に点在していた「中部福祉事務所」、「女性相談所」、女性保護施設「県立きりしま寮」、「知的障害者更生相談所」とともに「宮崎県中央福祉相談センター」として移転統合された。

この背景としては、家庭や社会環境の変化に伴い、福祉に関する相談所を統合することで、複雑多様化するニーズに一体的な対応を行うことを目的として整備されたものである。

当センターの運営は所長、副所長のもとに総務企画課、地域福祉課、保護課及び相談判定課の4課が置かれ、統合された機関の業務を執行しており、中央児童相談所の業務については、保護課と相談判定課により所掌されている。

このうち保護課では、児童相談所の一時保護部門と女性相談所及び女性保護施設の業務を所管している。

児童相談所の一時保護所は、保護課長と児童保護係長1名、保育士3名（うち2名は非常勤職員）、夜間及び土曜・日曜・祝日に勤務する非常勤の児童指導員5名（2名1組の勤務ローテーション）で業務を行っている。

給食調理部門は女性保護施設と一体的に業務を行っておりそれぞれ2名の計4名の非常勤職員を配置している。

一時保護児童の生活日課については、平日と土曜、日曜、祝日では職員体制が異なるため、別プログラムで実施しており、主なものとして平日の場合、午前中3時間の学習、午後は体育館での運動や調理実習等のグループ活動、また、月2回であるが「所外活動」として文化施設等での体験学習を実施している。

土・日・休日等の場合は、午前中1時間の学習、午後はワープロ、運動、ビデオ鑑賞等の課題学習の時間としている他、臨時講師によるちぎり絵、竹細工、英会話等の「日曜ふれあい教室」（17年度24週）を実施している。

2 児童の一時保護所について

3 女性相談所に一時保護している女性の同伴児童について

女性相談所はその業務として、女性にかかわる多様な相談に応ずるとともに、必要な一時保護を行い、各種の資源や施策を活用してその自立支援を行っている。

そうした業務の中で、夫等からの暴力被害の相談にも対応してきたが、平成13年10月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法の施行により、女性相談所に「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与されたことから、現在では、DV被害者の保護等、その支援が主要な業務となり積極的に取り組んでいる。

こうしたDV被害者の場合、子どもを同伴していることが多く、一時保護やその支援に当たっては同伴児童を含めた対応が必要である。特に、学齢児童の場合、学校に通学することはその経緯から困難であり、また、学習教材等を持参する余裕もないのが実状で学習機会をいかに確保するかは大事な問題であるが、専任職員がいらないため同伴児童にはできる限り絵本や学習ドリル、遊具類の提供等を行うことで対応している。

4 同伴児童を児童相談所が受け入れている現状について

冒頭述べたとおり、児童相談所と女性相談所が行政組織として統合され、同一施設内にそれぞれの保護部門が存在することになり、保護業務の内容からも給食調理部門をはじめ、被服や日用品の提供等、類似的な要素が多いこと等が受け入れの契機であるが、何より統合のメリットを生かす観点からのことである。

受け入れでは、平日日課の範囲の中で受け入れているが、可能な限り受け入れ

て少ない時間であるが職員による学習指導を実施している。

平成17年度は12月末現在16名の受け入れとなっている。

5 今後の課題について

同伴児童の受け入れにあたり、児童保護の一時保護の状況、また、保護者の意向等で受け入れることができない場合や平日日課での受け入れに留まり所外活動には参加させれないこと等、課題も多いが、同伴児童の安全確保を最優先に平日日課の質的な向上や職員間の連携をさらに密にし、同伴児童の学習に有効な方策をできることから取り組んでいきたいと考えている。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-3-2 大阪府における中央子ども家庭センター

庁舎新築に伴う留意点について

大阪府中央子ども家庭センター保護課

1. とりくみのいきさつ

大阪府では、7つのセンター（児童相談所）があるが、一時保護所については集中形式を採用しており、中央家庭センター（以下中央）に設置されている。従来は、中央（寝屋川市）と一時保護所（大阪市）と庁舎は別個にあった。定員についても実質25名定員（本来35名）であり、狭隘・満床問題もあり、以前より移転・拡充が課題になっていた。昭和55年当時も移転の案が出されたが、用地確保等の諸問題をクリアできず廃案になった経過がある。今回平成15年4月1日に現在地（堺市）に移転した。その際、中央と合築となる。実質は相談所部門と保護課部門は併設の形になっている。

建物は、2階建て、1階に事務室、食堂、相談室、会議室、保育室、生活実習室、浴室、トイレ、洗濯室、医務室、職員更衣室を配置、2階に男女各居室スペース（居室4室、静養室、衣類室、トイレ）、共有スペース（娯楽室兼学習室、プレイルーム、前室（2階事務室）、保育士室、指導員室）を配置している。

2. 主な内容

建替えに関しては、業務レベルでは用地が決定した後、設計図が提示される前に意見を

まとめ、設計図提示後は機能上の問題点を指摘するなど改善に努めた。主なポイントは、

- ・ 定員増加（25名→35名）に伴う居室の増加
- ・ 男女別の施設確保（浴室・衣類室・静養室）
- ・ 会議室の設置
- ・ 娯楽室・プレイルームを見渡せる位置に前室（2階事務室）その奥に保育士室・指導員室を設置
- ・ 保育室の拡充
- ・ 鍵の本数の最小限化

建物建築後は、移転にむけ移転チームを設置し備品の購入・移転物品の選定・各部屋のレイアウトなどを確定した。その中で、建物設計は動かさないが運用方法を工夫することで、空間の有効な利用をしている。主なポイントは、

- ・ 学習室を腰高のロッカーで分け、学習時の学齢児を2グループに分散する
- ・ 保育士室を教材・用具倉庫へ転用（従来より保育士は児童居室で就寝）
- ・ 食堂は、テーブルを学齢児と幼児に分ける

3. 職員体制等

勤務時間は、日勤 9 : 00 ~ 17 : 45、
夜勤 16 : 30 ~ 翌 10 : 30

旧一時保護所は、指導員（男性）2名・保育士（女性）1名の夜勤。

新一時保護所は、指導員（男性）2名・保育士（女性）1名の夜勤、遅出（女性）1名。遅出は、11 : 45 ~ 20 : 30の勤務。

職員配置は、

旧：課長 1、庶務 1、看護師 1、指導員 1
2、保育士 7、調理師 5、栄養士 1（兼務）、小児科医 1（嘱託）、洗濯婦 1（非常勤）

新：課長 1、看護師 1（兼務）、指導員 1
2、保育士 10、調理師 7（兼務）、栄養士 1（兼務）、小児科医 1（嘱託）、総務は中央に配置。

注：看護師・栄養士・調理師は同一敷地内の別施設との兼務。

4. 現状と課題

- 平成 17 年度より、児童相談件数の増加に伴い、定数の暫定増加 4 名を実施。2階静養室を居室とし、1階会議室を静養室に改築している。
- 洗濯室に私物を干すスペースがないため、室内の狭い部分で干しており、児童の入所時の私服が混ざり確認に手間取るなど管理がしにくい。
- 学習室は完全に分離していないため、騒がしい場面がある。
- 学習備品倉庫として保育士室を利用しているため、物を取りに行くとき職員が集団につけない。
- 浴室が 1 階に男女ならんであるため、性的な問題への配慮が必要。
- 男女それぞれに幼児対応の居室はあるが、幼児専用の居室ではないため男女別々に就寝援助が必要となり、幼児就寝時に 2 名の職員が対応することになり、全体の集団把握がしにくい。

- 児童数に対し、相談室が 3 室しかなく面接・面会・心理検査・入退所が重なると部屋の確保が困難となる。
- トラブル発生時や受験期等、個別対応が必要な児童に対するスペースの確保が困難。
- 衣類室・リネン倉庫などの狭隘によるスペースの不足。

5. 将来の展望

平成 17 年度は、1 月 30 日現在 525 名が入所（平成 16 年度は年間 514 名）であり、入所児童数の増加・前年度並みの傾向は続くと思われる。その中で、満床による入所困難ケースもでる事態が続くことは必然であり、入所枠を広げることが望まれる。ただし、現状の施設においては、居室スペース、共有スペースともに限界もあり、増設が望まれる。

- 学習スペースの確保し集団を分けることで落ち着いた雰囲気を作る。
- 学習プログラムのバリエーションを増やす。
- 余暇を過ごすスペースの工夫（テレビ・遊具等の利用スペース）。
- 個別対応・個室対応できるスペースの確保。
- 洗濯スペースの確保や、衣類室等のスペースの確保などにより整理を簡略化するなどし、職員の作業量を軽減し援助に当てる時間の増加。
- 移転後 3 年が経過するにあたって、全体の物品の配置などを含め検証し、利用しやすさを検討する。

などが望まれる。また、今回は新設・移転に伴うハード面を中心に検証したが、連動するソフト面での検証、日課や各プログラムの検証・多様化なども必要であることを日々痛感し、各担当での工夫も行っている。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-3-3 新設児童相談所の一時保護所解説の留意点

さいたま市児童相談所

本市の一時保護所は、平成15年4月1日にさいたま市が政令指定都市発足と同時に、さいたま市児童相談所が中央区に設置され、付設の機関である一時保護所は、桜区に設置され、同年5月1日に開所いたしました。

保護児童の定員は、当初、20名（学齢男子：7名、学齢女子：7名、幼児：6名）でしたが、今年度、岩槻市が編入合併され、各1名を増員し、現在23名を定員としております。

職員数は、統括1名、副主幹（指導員）1名、主任（指導員）2名、主事（指導員）3名、保育士7名、看護師1名、学習担当臨時職員1名、心理担当非常勤職員1名の計17名の職員と補助的業務を行う臨時職員（土日、祭日、夜間）で対応しております。

勤務形態は、県の例を参考に日勤、夜勤の2直2交代制を取っており、緊急時（無断外出、各種トラブル等）の対応や、その処理に支障を来たさないよう臨時職員を含めた勤務体制を組み、より多くの職員で児童の対応が可能になるようにしております。（平成15、16年度2ヵ年の無断外出件数（延8件））

施設の概要は、鉄骨2階建の1階539.33㎡、2階573.40㎡の延床面積1,112.73㎡で、緑豊かな環境に立地し、

日常生活や生活指導に必要な設備として、居室（和室）・学習室・保育室・遊戯室・ホール（図書室）・静養室・食堂・浴室・屋外運動場を設け、入所児童が安心して、家庭的雰囲気の中で過ごせるように配慮しております。

これは、一時保護所へ入所する児童を混合処遇（男女、年齢構成、保護理由もまちまち）で対応することを前提に、施設の間取りに合わせた居室の割り振り（男女の接触を防ぐ）、幼児の安全確保（転落防止）、災害等の対応に留意したものであります。

また、教育保障の観点から、学習指導員（教員経験者）を置き、少しでも学習の機会を保障し、児童の利益となるように努めております。

今後の課題としては、生活場面での分離対応など個別的ケアが必要な子どもに適切に対応するための個室化も検討する必要があると考えられますが、現状はスペース等の問題もあり、その確保が困難な状況にあります。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-3-4 一時保護所がない児童相談所の工夫

鳴海明敏（七戸児童相談所） 中嶋和宏（青森県中央児童相談所）

1 青森県の児童相談所の概況

本県には、児童相談所が6カ所あるが、一時保護に関しては、中央児相と同じ建物にある一時保護所（定員15名、男児9名、女児6名。ワンフロアでの混合処遇で、居室は、男児用3室、女児用2室である。）を全ての児相で利用している。ランチの児相は、受理会議等で一時保護することを決定すると、一時保護課長と受け入れ等について協議し、中央児相長の了解を得て、一時保護所に児童を移送し一時保護を開始する。

一時保護を決定する権限は、各ランチの所長にあり、中央児相長は一時保護中の児童の行動観察と生活指導等に責任を持つ。一時保護中の面接調査、心理診断、医学診断、保護者との調整等はランチの児相が対応する。一時保護所の退所もランチの児相長の権限である。

一時保護所は中央児相長の管理下であり、一時保護課長（男性）の下に、男性職員（行政職）2名、女性職員（保育士）3名、調理員3名（内1名は、女性相談所職員）となっている。その他に、非常勤心理職員1名（女性、週30時間勤務）と非常勤対応協力員1名（女性、週30時間勤務）

が配置されている。

夜間・祝祭日等の体制は、非常勤の業務当直員1名（男性、教員退職者等2名が交互に勤務）が児童の処遇に当たり、中央児相職員1名が日当直の業務に（男性が当直、女性が日直）の業務についており、計2名の体制である。

平成16年度に中央児相の一時保護所に一時保護した児童の実人員は、県内6児相合わせて78名であり、前年度と比べて5名の減となっている。延べ人員は2,264名で、前年度と比べて148名の減になっている。一日平均の保護人員は6.2名（前年度比0.4人減）で、一人当たりの平均保護日数は29日（前年度比0.1日減）である。

2 七戸児童相談所の現状

七戸児童相談所は、平成12年4月八戸児童相談所七戸支所として、県七戸庁舎内に開設され、平成14年4月からは、保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6県域ごとに「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編された際に、支所から児童相談所に格上げされ、上北健康福祉こどもセンターこども相談部（七戸児童相談

所)として現在に至っている。

組織は、二課制で、所長、相談一課長、相談二課長、児童福祉司6名、児童心理司3名、庶務担当1名、嘱託精神科医1名である。相談一課は、1.6歳児、3歳児の精密検査関係や愛護手帳や特別児童扶養手当、施設入所などの障害相談、里親関係、子育てメイトや主任児童委員研修事業などの業務を担当しており、相談二課は、養護、虐待、非行、性行相談など、管轄地域を地区に分けて分担し相談・通告に対応している。虐待対応のための特別チームはない。

管轄地域は、2市1郡(2市5町1村)人口約19,000人である。児童福祉司一人当たりの人口は3万人強である。

相談件数は、平成12年度の支所当時から、500件弱で推移している。虐待相談件数は50件弱で推移しており、中央児相の一時保護所で一時保護した実人員は過去5年間の平均で12.2人、延べ人員の平均は386名である。

平成16年度の相談件数は499件で、虐待通告・相談件数は48件である。中央児相一時保護所で保護した実人員は6名(平成14年度実人員15名、平成15年度実人員19名)で、延べ148名である。

当所管内には、乳児院1カ所(定員15名)、児童養護施設2カ所(定員134名)、知的障害児入所施設1カ所(定員100名)がある。一時保護の必要性の検討は、受理会議等で行っており、原則的には中央児相の一時保護所を活用することとしているが、夜間・緊急の一時保護などは、管内の児童福祉施設に委託をお願いしている。管内には、4つの警察署があるが、いずれも構造上の理由で、一時保護委託は受けてもらえない状況である。

3 七戸児相における一時保護所がないことのデメリットとメリット

○一時保護所がないことのデメリット(不便さ・問題点)

- ・心理判定や子どもとの面接のために、時間と旅費がかかる。

(片道1時間半。往復120キロ。旅費5,799円)

- ・限られた時間内に、心理判定や面接をやってしまったらならない。

(頻回に子どもと会うことは出来ない。子どもの機嫌が悪かったりして検査にのらない時は出直さなければならぬが、ロスが大きい。)

- ・援助方針会議など処遇を検討するときに、一時保護所からの行動観察記録の文書表現から、子どもの様子を読みとらなければならない。

(一時保護所の担当者の力量で観察記録が左右される。記録から、読みとるのは限界がある。)

- ・担当福祉司や心理司と一時保護所職員との打合せの機会が少ない。

(一時保護所での行動観察が形式的なものになりがち。)

- ・保護所の様子が分からない。

(どんなタイプの子どもの何人くらいいて、雰囲気はどうか。行動観察記録に書き込んでくはくれるが、なかなかつかめない。)

- ・職員の気心が知れない。

(日常的な生活場面で、保護所の職員がどんな対応をしているのか分からない。保護所の職員との日常的な接触がないので、記録に書くまでもないような、些細な情報が伝わらない。)

- ・入所の交渉が大変。

(一時保護するかしないかの決定に、保護所の意向もからんでくる。一時

保護所の管理責任は中央児相長の権限。実際は当所だけで保護するかどうか決められない。定員、男女の割合、入所児の状況など絡んでくる。)

- ・ 一時保護をする際の移送が大変。
(本県では、私用車での子どもの移送はしないようにしているために、夜間・休日はタクシーを使うこともある。そうすれば、移送した職員が勤務児相に戻る際の交通機関がなくなる。戻りのタクシー代を扶助費で払えないことから、移送に従事した職員は、一泊して翌日公共交通機関を使って戻るか、移送に従事した職員を戻す目的で、別の職員を私用車で出張させなければならない。遠距離なので子どもへの負担も大変。車酔いなど。また、日中の公用車での移送であっても、移送中の逃亡防止や車内で暴れることなどを想定して、複数職員の対応が必要な時もある。
これまで相談に来ていた児相とは違うところへ連れて行かれることになるので、子どもの不安も大きい。入所に立ち会う親も、仕事を休んだりして一日仕事になってしまいう。)
- ・ 援助方針会議へ一時保護所職員が参加できない。
(参加することが不可能ではないが、保護所の状況や旅費などの状況によって左右される。参加するとしても、時間や経費の面でロスが多い。行動観察結果については、事前に補足的なことを聞いておけるが、処遇についての話し合いの展開に応じて、保護所の職員として意見を述べることは、参加していなければでき

ない。処遇に一時保護所職員の意見が反映されにくい。

会議に掛ける前段での、福祉司、心理司、保護所担当者との三者のカンファレンスが十分にできない。)

- ・ 一時保護されている子どもの「辛さ」に無頓着になりかねない。
(家族から離されたこと、窮屈でプライバシーが守られない生活空間、他の保護児童との関係、職員との関係、自分の処遇が決まらないという宙ぶらりんの感じなどに、ケース担当職員が無頓着になりかねない。ケース担当職員と子どもとの心理的距離が遠く、関係を結びにくい。)
 - ・ 複数の児相の児童を一時保護所で管理するために、処遇が集団指導的で画一化しがちで、個別処遇が出来にくくなる傾向がある。
 - ・ 他の児相の子どもと意気投合して無断外泊するなど、行動範囲が広域化したり、新しい非行手口を学習する危険性がある。
 - ・ 保護所で必ず集団になるために、事前に健康診断を必ず実施することになっている。性非行ケースの婦人科健診も。診断書料は原則保護者負担。保護者が負担できないときは、各児相が扶助費で支払う。
(事前の健康診断が出来ない場合は、保護してから健康診断に連れて行くが、その際の児童の付き添いは原則保護をお願いした児相の担当者が対応することになっている。)
- 一時保護所がないことのメリット(強いて挙げるとすれば・・・)
- ・ 心理判定や児童との面会が計画的にできる。
(保護所が併設されていると、いつで

も出来るという気安さから、後回しになったり、おろそかになる傾向がないわけではない。)

- ・ 保護中の子どもが事務室にまで来て、職員にまわりついたりすることがない。
- ・ 宿直・日直をしなくてもいい。
(現在は、一時保護所のある中央児相の職員が宿直・日直をしている。保護中の子どもの処遇については、基本的に非常勤の業務当直員が行う。退職教員を採用している。業務当直員で手に負えない事態が生じたら、宿日直の職員が対応。その場合は、時間外手当の支給対象。)
- ・ 安易な一時保護をしなくなる。
(出来るだけ一時保護をしないで処遇することを工夫する。これが、良いことかどうかは検討が必要だが、とりあえず一時保護してから考えようということはない。)
- ・ 一人だけの保護という場合はほとんどないので、他の一時保護児童との関わりも観察できる。
(行動観察する場面がひろがり、児童を多角的に観察できる。)
- ・ 一時保護に反対する親からの引き取り要求があったとしても、当所に子どもの身柄がないので、対応に余裕が持てる。子どもへの影響も排除できる。
- ・ 一時保護中に、児童のことに詳しい精神科医の診察を受けることが出来る。

4 一時保護委託について

○一時保護委託のデメリット(不便さ・問題点)

- ・ 施設側では一時的に預かっているという意識なので、行動観察や指導などは期待できない。

- ・ 緊急で委託をお願いしたケースについて、事後の対応がきちんと定まっていないのに、引き取りに行った家族へ引き渡してしまったりするなど、若干意思疎通に欠ける面がある。
- ・ 日頃、一時保護委託先との関係を良好に保っておかなければ、緊急時の一時保護委託を受けて貰えない。
(施設との関係で、児相が弱腰になってしまいかねない。)

○一時保護委託のメリット

- ・ 施設の好意で、委託中も転校することなく元の学校へ通学できた例がある。
- ・ 中央児相へ一時保護するよりも、移送時間が短くてすむ。
- ・ 夜間や日曜祝日など、緊急な場合の受け入れが良好で、大変助かっている。

<参考>

1 本県の児童相談所の変遷と現状

本県の児童相談所は、昭和23年に中央児童相談所と弘前児童相談所が開設され、26年には中央児相八戸出張所を八戸児童相談所に格上げして以来、3児相体制を続けてきた。

平成9年度には、中央児相管内に、むつ支所を開設し、3児相1支所とした。さらに、虐待対策の一環として児相の体制強化を目指して、平成12年度には、弘前児相管内に五所川原支所、八戸児相管内に七戸支所を開設し、3児相3支所体制とした。

平成14年度には、保健と福祉の連携を強化するために、本庁の部の再編に応じて、保健所と地方福祉事務所、児童相談所を統合してセンター化を図り、地方健康福祉こどもセンター(総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部)とした。その際、3支所をそれぞれ

れ相談所に格上げし、6児相体制とし現在に至っている。

その間、職員構成は、平成12年4月から、児相の支所が2ヶ所開設（3児相3支所体制）されたこともあって、児童福祉司は32名、心理判定員は16名と、それぞれ倍増された。また、中央児相に心理判定課が新設された。

更に、平成13年度には児童福祉司が23名、心理判定員が6名増員され、児童福祉司は55名、心理判定員は22名となった。その時に増員された福祉司の中には、6名の保健婦（福祉司として補職発令）が含まれている。

その後平成14年度に児童福祉司57名（人口2万5千人に1人）とピークに達したが、その後若干減少し、直近の平成17年12月現在では、48名（人口3万人に1人）で、児童心理司は、20名である。

平成16年度の本県の推計人口は145万人程度であり、6児相の相談受付件数は、平成16年度3,756件で、平成15年度の4,036件に比べて、280件減少している。虐待相談件数は平成16年度301件で、平成15年度の270件に比べて、31件増加している。これまでは、平成13年度の364件がピークで、その後300件台で推移している。

児童養護施設が6カ所（定員408名）、乳児院が3カ所（定員44名）、児童自立支援施設1カ所（定員50名）、里親は登録里親数126名で、そのうち委託里親数は38名（委託率30.2%）、委託里子数46名である。情緒障害児短期治療施設はない。

2 本県の一時保護所の変遷と現状

以前は各児相に住み込みの職員（調理担当）を配置し、3児相でそれぞれ一時保護所

を設けていた。その後、昭和44年度から、弘前、八戸両児相の一時保護機能（居室や調理担当職員）は残したまま、中央児相の一時保護所で一時保護児童の集中管理を行うようになった。この頃の弘前・八戸児相では、中央児相への移送の前後に一晩程度それぞれの児相で一時保護をしたり、迷子や家出など警察からの身柄付き通告への緊急一時保護には対応していた。

平成3年10月から、中央児相が現在地に新築移転にともない一時保護所も新築され、現在に至っている。保護所の定員は15名（男子9名、女子6名）で、居室は5室、静養室1室に、学習室、プレイルーム、食堂、調理室、浴室、洗面所、便所、宿直室、事務室となっている。男女の居室は、宿直室や便所を挟んで、同じフロアにある。2階は、女性相談所の一時保護所となっている。入所児童や女相利用者の交流はないが、調理員の勤務は、児相2名と女相1名が、ローテーションを組んで、両方の食事を一括して調理している。

平成16年度に中央児相の一時保護所に一時保護した児童の実人員は、県内6児相合わせて78名であり、前年度と比べて5名の減となっている。延べ人員は2,264名で、前年度と比べて148名の減になっている。

一日平均の保護人員は6.2名（前年度比0.4人減）で、1一人当たりの平均保護日数は29日（前年度比0.1日減）である。

委託一時保護の状況は、平成16年度実人員52名で、前年度と比べて14名減となっている。一人平均委託保護日数は19.7日で、前年度と比べて4日増となっている。委託先は、47名（90.4%）が児童福祉施設で、その他は、病院が3名（5.8%）、里親が2名（3.8%）となっており、警察その他への委託保護はなかった。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-3-5 一時保護所が児童相談所の敷地から離れていることについて

山形県中央児童相談所

1 はじめに

本県の中央児童相談所は、組織的には婦人相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の4つの行政機関を所管する「福祉相談センター」の中にあり、立地的には保護機能を持つ一時保護所（児童・婦人とも）と婦人保護施設は、当センターから1km程離れた住宅地にある。

また、当センターは保健所とも同一建物内にあり、保健・福祉の連携による相談支援の強化に取り組んでいる。

2 一時保護所が児童相談所の敷地から離れていることについて

- ・一時保護所が併設ではなく言わば近接になっているのは、初めから意図的ではなく敷地等種々の理由により結果としてなったものである。
- ・日常業務において、併設に比べ移動などにおいて時間的ロスはあるが、この程度の距離であれば大きな課題ではない。当センターには不特定多数の県民が出入りし、また同一敷地内には他の行政機関もあり、むしろ離れていることによって子ども達のプライバシーを守り、子ども達と特定の保護所職員による家庭的な雰囲気確保など、ある面ではグループホーム的な処遇の確保といったメリッ

トがあると考えている。

- ・また、センターから離れた住宅地で、目立たない場所のためシェルターとして好都合となっている。

3 その他

婦人の一時保護所や婦人保護施設との同居は、一時保護児童が増加する中では居室の弾力運用や婦人保護に係る同伴児童について、児童相談所の視点で支援・ケア可能であるというメリットはあるが、処遇の質の確保などにおいて課題も多く苦慮している。

一時保護所は、虐待・非行・発達障害・遺棄等多様な課題を抱える子ども達、また乳児期から高校生まで、更には婦人、同伴児童—————。安全安心を確保し、次の処遇にどのように結び付けて行くか。苦慮している。

一時保護所の建物も老朽化し、機能的にも課題が多い。建て替えが話題に上がってから久しい。

厳しい財政事情下にあるが、他県等の例を参考にさせていただきながら、より良い保護所の確保に向けて検討を進めていきたいと考えている。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

2-3-6 同居他組織の医師等職員の活用

佐藤学（札幌市児童相談所一時保護係）

札幌市児童相談所の一時保護所は「児童福祉総合センター」という複合施設に併設されており、同センターには児童相談所の他に「発達医療センター」と「障がい児通園施設」がある。発達医療センターと障がい児通園施設は機構上「他組織」ということになるが、複合施設である利点を活かし、そうした他組織の活用が児童相談所とくに一時保護所での業務を充実、円滑化させている。具体的な他組織の活用に関しては、様々な形態やレベルがある。ここでは安部計彦氏より頂いた論点、発達医療センターとの関係における「医師の活用」について述べる。

（1）医師の活用

札幌市児童福祉総合センターに併設されている発達医療センターは、心身に障がいのある子どもたちを早期に診断し、治療や療育、家族支援などを行なう札幌市の任意設置施設である。

小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科の診療科があり、医学的診断と治療を行なっている。理学療法、作業療法、言語聴覚療法などのリハビリテーション、保育や育児支援、健康面や日常生活などについての相談、福祉に関する情報提供などを行なっている。通園施設や養護学校などとも連携し、心身に

障がいのある子どもたちの総合療育を推進している。

ここで平成 16 年度の新規利用者数（表 1）を見ると、「児相健診」、つまり児童相談所において一時保護している児童の健康診断数が一定の割合で実施されているのがわかる。

（2）一時保護所の風景

ここで改めて一時保護所の日常的な風景を確認する。一時保護所は児童の心身の健全な成長・育成にとって望ましくない環境から児童を保護するためにある。入所事情は様々で、養護、ぐ犯、触法、不登校、性格行動、知的障がい、その他の事情に分類される。なお、一時保護の概況を表 2 に示す。

表 2 から分かるように平均すると 17～18 名の児童が日々、一時保護所で生活している。そこでは、児童同士のトラブル、一時保護所内でのルール逸脱、面会等が不調なことによる精神的不安定、無断外出など、職員側がその発生を予防しようと努めていても起こってしまう様々な出来事がある。

さらに新たな児童が入所する際には、入所事情や目的の確認、一時保護所での集団生活をおくるために注意しなければならない事項の周知徹底、持参した持ち物の確認と保

管、児童へのオリエンテーション、他児への影響など、全ての職員の動きがあわただしくなる。

しかしそうした状況でも、忘れてならないのは児童の健康状態である。

理想的には、入所前の段階で健康診断を行い、一時保護所での集団生活に支障がないか、あるいは留意点の確認をする必要がある。とはいえ、入所形態には、事前の準備が困難なケース、例えば迷子や被虐待、家庭内暴力など緊急を要するものもある。こうした場合は、入所後に健康診断を実施することになる。また入所前後の健康診断に限らず、児童が病気や怪我をした際には当然のことながら、迅速な医療機関の受診が必要となる。

ところがいざ児童を受診させようとするれば、緊急の場合は別として、通常であれば受診券の作成、病院の予約、タクシーチケットの作成、生活保護世帯であれば児童福祉司への連絡などの手続きが必要となる。また、医療機関によっては数時間の待ち時間が常態化している場合もある。

基本的に5～6名の職員体制で対応している状況では、そのうち1名が児童受診のために長時間一時保護所を離れるのは大変な負担となる。こうしたなかで、児童福祉総合センター内に医療機関が併設されており、その活用が可能であることは一時保護業務の充実、円滑化を支えている。

(3) 同居他組織活用の実例

「もう少ししたら〇〇くん、健康診断に連れて行きますね」という連絡が、児童福祉司から入る。その後、児童福祉司は発達医療センターでの健康診断を実施するため、児童を一時保護所に迎えに来る。居合わせた一時保護職員からは「いってらっしゃい」という声。それから30分もしないうちに、児童は一時保護所へと帰ってくる。

こうした光景は珍しいものではない。前述

したように、理想的には一時保護所への入所に健康診断を実施するべきではある。しかし、緊急保護など様々な理由から困難な場合も少なくない。そのため、児童の健康診断は入所後できるだけ早く、ということになる。

本来的には健康診断についても、入所後であれば一時保護職員が対応するのが望ましい。しかしこれも前述したように、児童が入所する際には、ただでさえあわただしくなるのが一時保護所である。

そうした背景もあり、入所後であっても児童の健康診断は児童福祉司を中心にして実施されている。その分、一時保護職員は他の業務に専念できるのだが、こうした体制が可能となるためには、札幌市児童相談所が児童福祉総合センターという複合施設に併設されており、そこにある発達医療センターという医療機関を活用することができるということに、多くを負っている。

入所児童が何らかの疾患を抱えていて既に主治医がいるという場合は別にして、一般の医療機関で健康診断を実施しようとするれば、病院への予約や込み具合など場合によっては長時間を要することが考えられる。しかし発達医療センターでの健康診断では、内線一本で予約は完了するし、医師のほうにも諸々の事情を理解してもらえるため非常にスムーズに健康診断を実施することができる。

つまり、札幌児童相談所は発達医療センターという医療機関を併設した複合施設にあるため、その活用によって入所児童の健康診断などが非常にスムーズに実施することが可能となっている。そのため、本来的には一時保護職員が対応すべき入所後の健康診断も、児童福祉司に依頼することが可能となる。そのことが結果として一時保護職員が他の業務に専念することが実現しているのである。

本事例は、札幌児童相談所が指導福祉総合センターという複合施設に併設されている